

○経済産業省告示第 号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年 月 日

経済産業大臣 名

主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示

主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

一 水力発電所

主要電気工作物	主設備
ダム	<p>ダム及び副ダム、洪水吐き、洪水吐きゲート（洪水吐きゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。）及び排砂ゲート（排砂ゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。以下この号において同じ。）</p> <p>（余水路、排砂水路及び魚道並びにダムの</p>

一 「同上」

「同上」	「同上」
「同上」	<p>ダム及び副ダム、洪水吐き、洪水吐きゲート（洪水吐きゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。）及び排砂ゲート（排砂ゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。以下この号において同じ。）</p> <p>（余水路、排砂水路、流木路、舟ばつ路及</p>

	護岸
〔略〕	〔略〕
二〇四の二 〔略〕	
五 風力発電所	
主要電気工作物	主設備
風力機関	風車（暴風時にヨー制御を行わない場合にあつては、風向計、風速計及びヨー駆動装置（旋回のための歯車を除く。）を除く。）、支持物並びに調速装置及

	岸 び魚道並びにダムの護
〔略〕	〔略〕
二〇四の二 〔略〕	
五 〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	風車、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置

〔略〕	び非常用調速装置

五の二 風力発電設備

	主要電気工作物	
風力機関	主設備	
〔略〕	風車（暴風時にヨー制御を行わない場合にあつては、風向計、風速計及びヨー駆動装置（旋回のための歯車を除く。）を除く。） 支持物並びに調速装置及び非常用調速装置	〔略〕

〔略〕	
〔略〕	

五の二 「同上」

	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	
〔略〕	風車、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置	〔略〕

六 「略」

七 変電所

主要電気工作物	主設備
〔略〕	〔略〕
電力用コンデンサ ー（電圧十七万ボ ルト以上の変電所 に係る容量十万キ ロボルトアンペア 以上の群に属する ものに限る。）	〔略〕
分路リアクトル（ 送電電圧十七万ボ	分路リアクトル

六 「略」

七 「同上」

〔同上〕	〔同上〕
〔略〕	〔略〕
電力用コンデンサ ー（電圧十七万ボ ルト以上の変電所 に係る容量一万キ ロボルトアンペア 以上の群に属する ものに限る。）	〔略〕
分路リアクトル及 び限流リアクトル	第一号の水力発電所の 主設備の欄に掲げるも

<p>ルト以上の変電所に係る容量十万千瓦ボルトアンペア以上のものに限る。）</p>	<p>限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万千瓦ボルトアンペア以上のものに限る。）</p>
	<p>限流リアクトル</p>

<p>（送電電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万千瓦ボルトアンペア以上のものに限る。）</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>の</p>	<p>〔新設〕</p>

備考 表中の「」は注記である。	<div data-bbox="1316 291 1380 1064" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> </div> <div data-bbox="1236 291 1292 548" style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>八・九 〔略〕</p> </div>
	<div data-bbox="1316 1187 1380 1960" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> </div> <div data-bbox="1236 1187 1292 1444" style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>八・九 〔略〕</p> </div>

附 則

この告示は、令和五年三月三十一日から施行する。